

第4回越谷ごちゃまぜの会

行政における 地域共生社会の推進について

～いきいきと暮らせる福祉のまちを目指して～

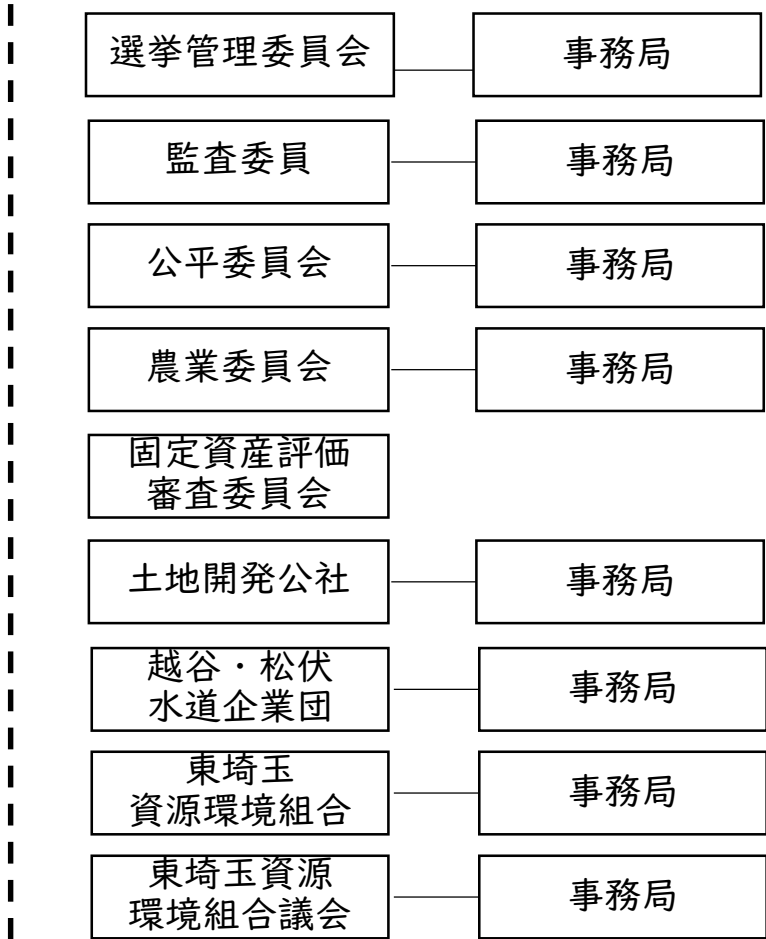
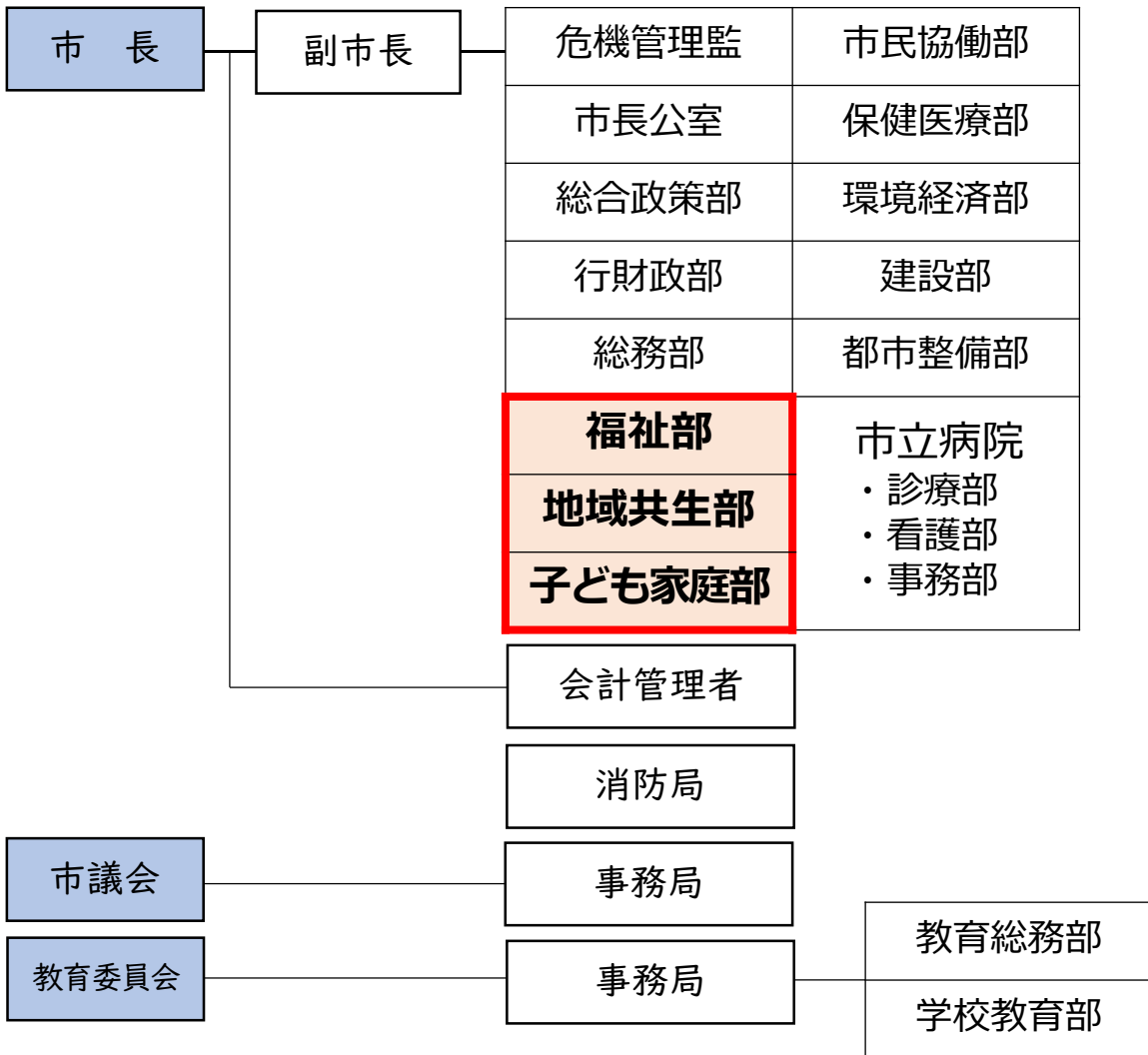


令和5年11月12日(日)

越谷市役所 地域共生部 地域共生推進課

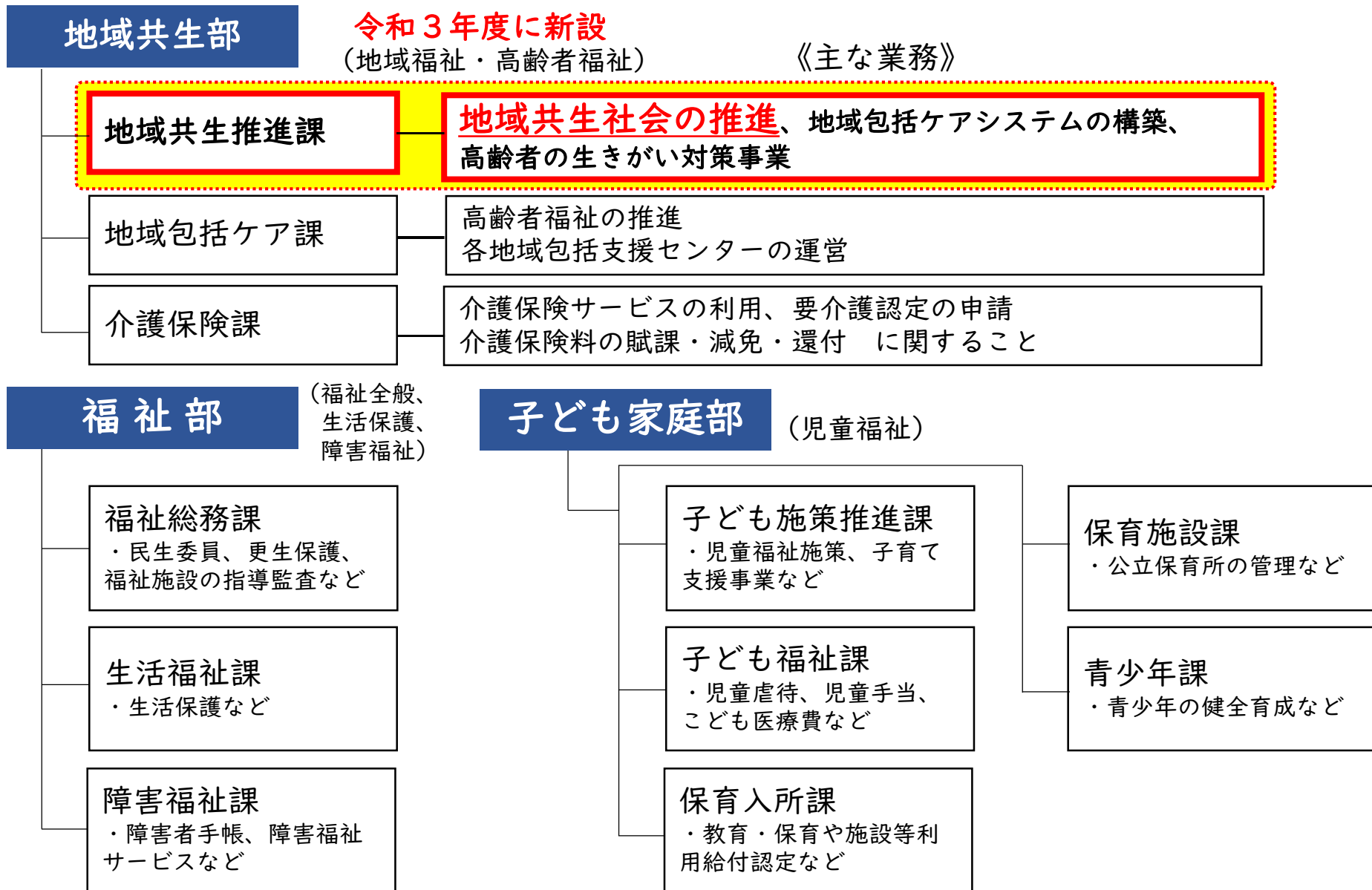
■ 越谷市役所の組織 (R5.4.1現在)

全体で… 22部・77課



(「越谷市行政機構図(令和5年4月1日)」を加工)

■ 越谷市役所の福祉関連組織（3部・11課）

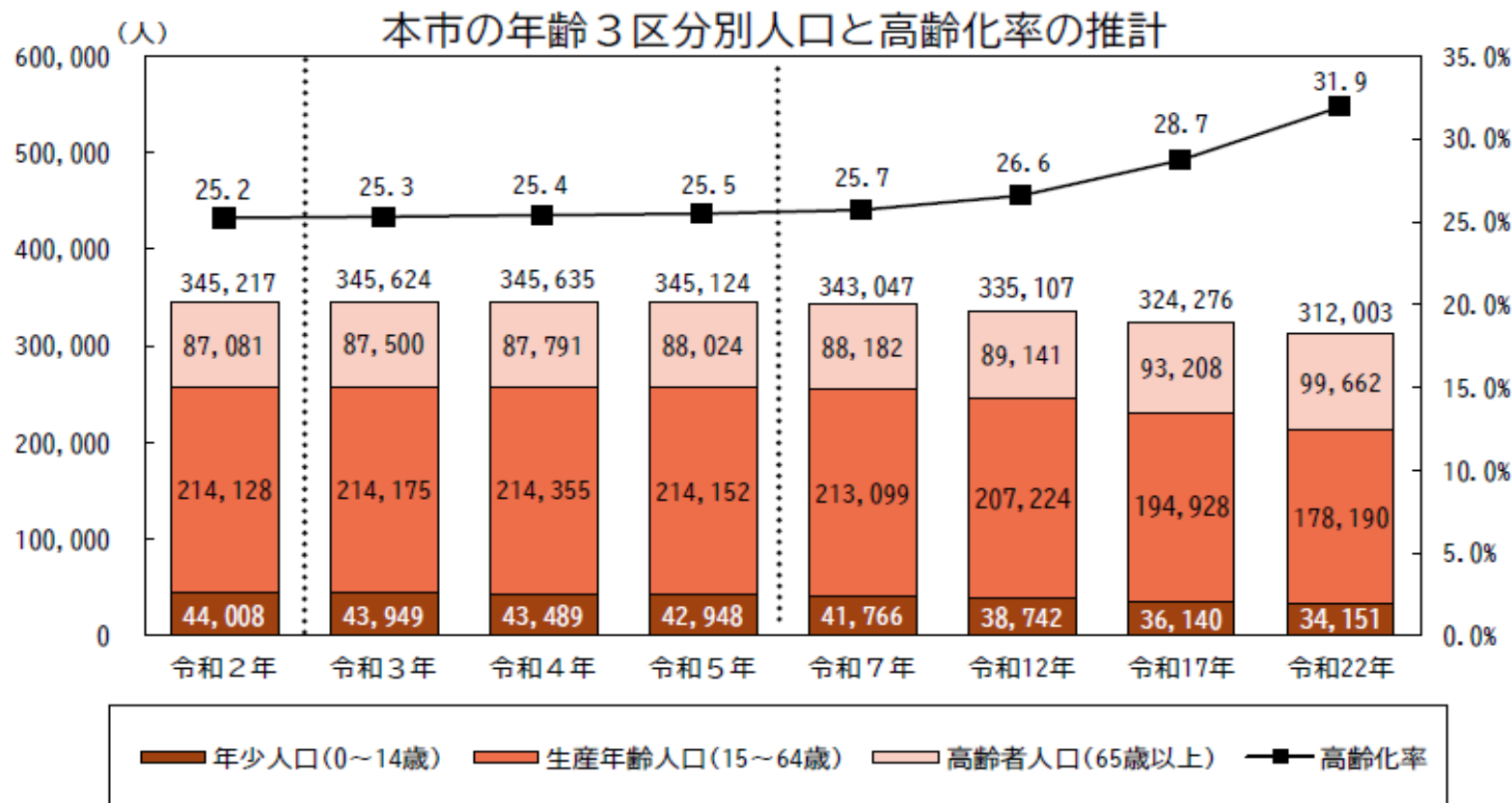


■ 越谷市の総人口

✓ 推計上は、**令和4年(2022年)をピークに減少**
34万5,635人

✓ 実際には、**令和3年(2021年)をピークに減少**
34万5,487人

推計よりも
1年早い



(第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より。R2は実績値、以降は推計値 各年10月1日時点)

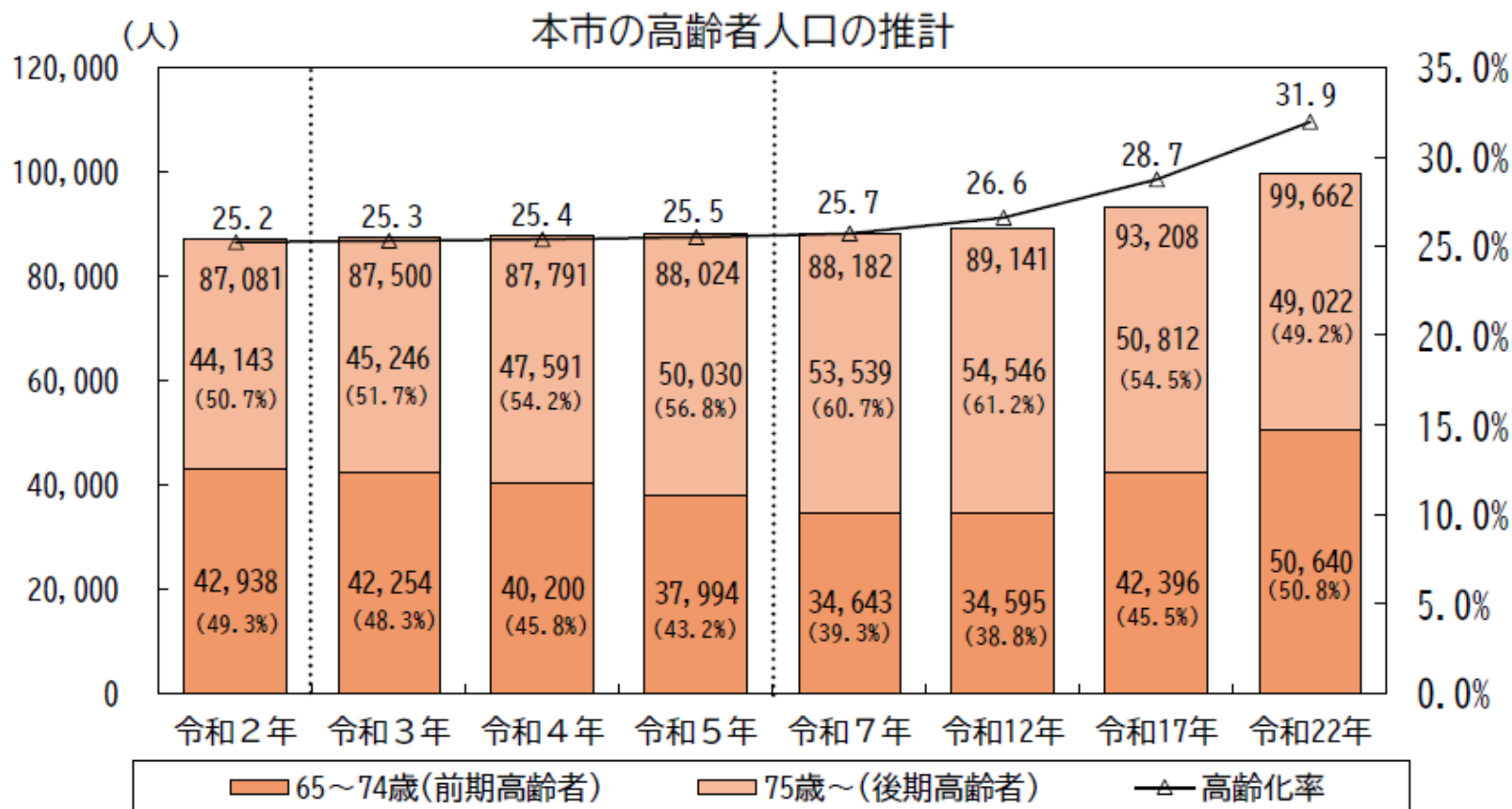
■ 高齢者人口の推移

- ✓ 高齢者人口は引き続き増加
- ✓ 特に75歳以上の後期高齢者の比率が高くなる

高齢化率(R5.4.1)

25.5%

4人に1人が高齢者!



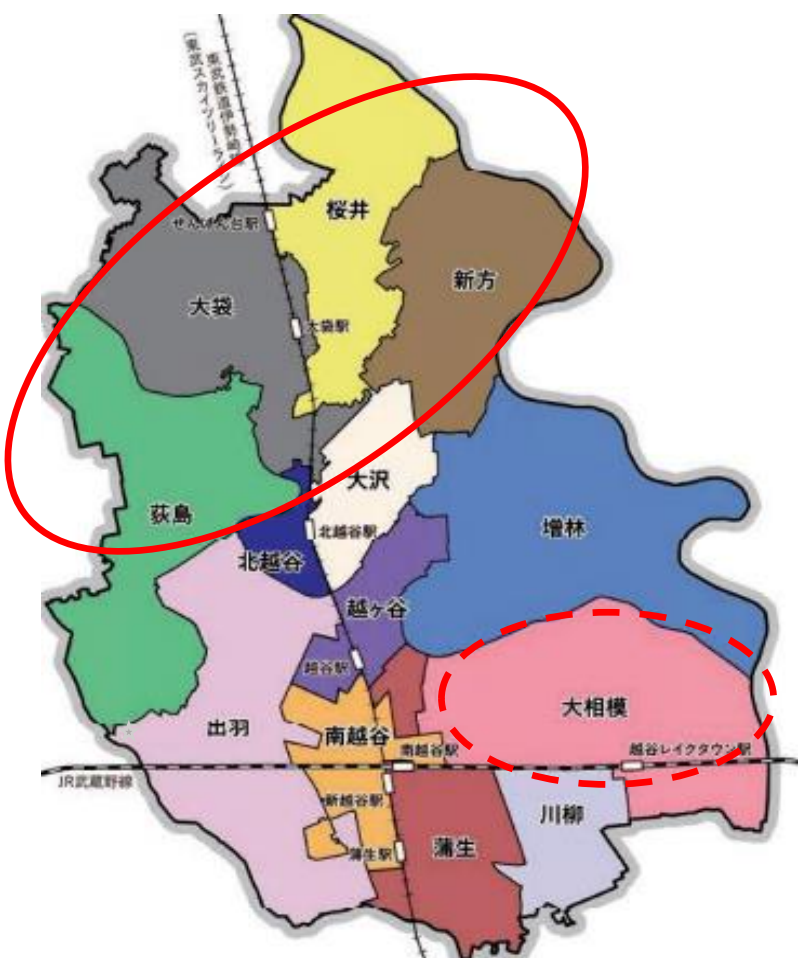
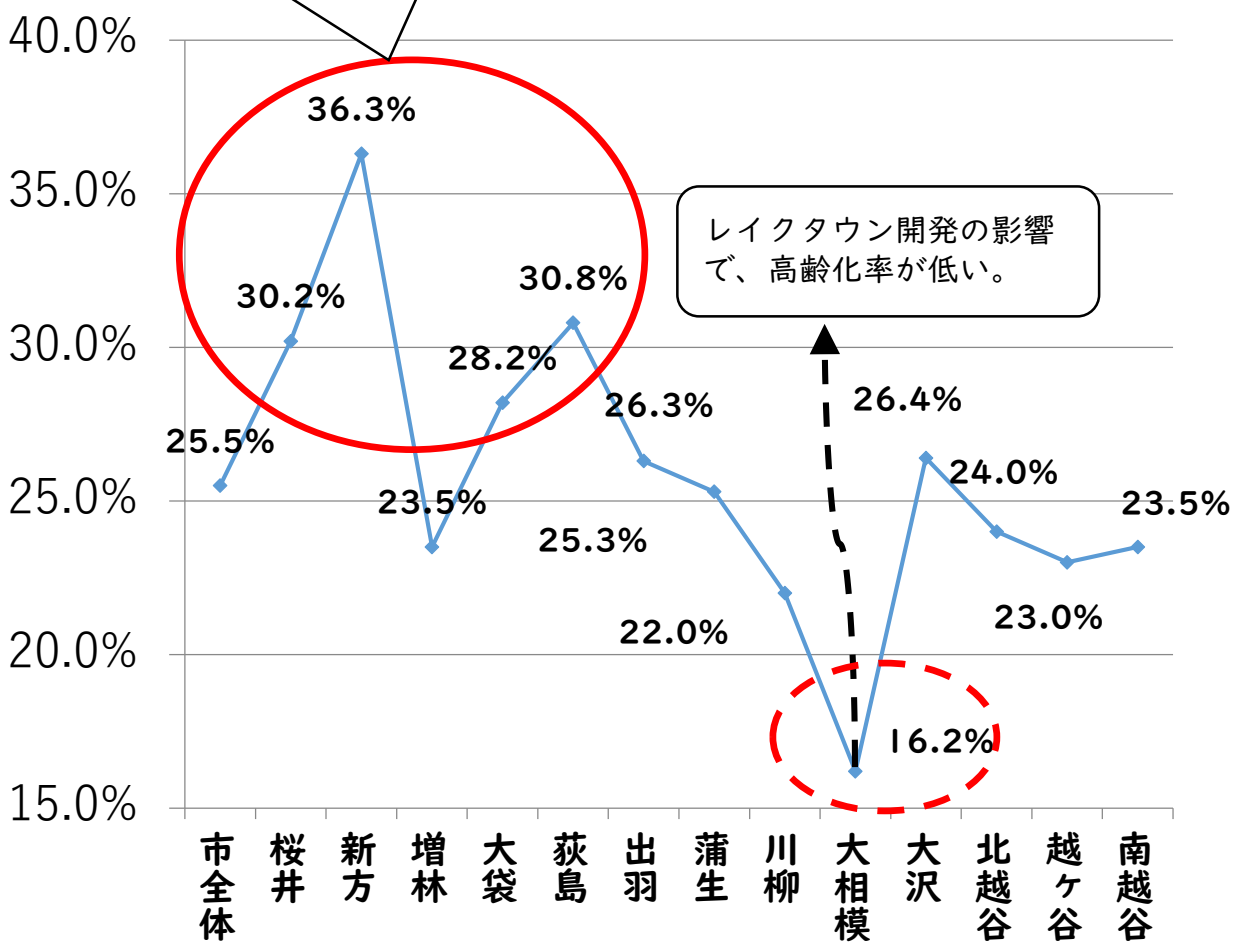
(第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より。R2は実績値、以降は推計値 各年10月1日時点)

■ 各地区高齢化率 (R5.4.1現在)

- ✓ 高齢化率が**高い** … 新方・荻島・桜井・大袋
- ✓ 高齢化率が**低い** … 大相模

市内の北部地域は特に高齢化率が高い。
新方地区は3人に1人以上が高齢者。

レイクタウン開発の影響で、
高齢化率が低い。



(越谷市のコミュニティ区域13地区)

■ 人口減少や少子高齢化が進行すると…

1960年



胴上げ型

11.2人で1人の高齢者を支える

2020年



騎馬戦型

2.0人で1人の高齢者を支える

2060年



肩車型

1.3人で1人の高齢者を支える

(COCOCOLOR EARTHホームページより引用)

▶ 年金など社会保障格差、医療・介護の担い手不足、経済成長の低迷などが予想されている。

■ 福祉課題の事例

① 8050問題 …

80代の親が50代の子どもの生活を支える問題。

背景には子の「ひきこもり」の問題がある。生活困窮と介護が同時に生じるなど、親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが目立ち始めている。



内閣府の調査(2019年)によると、40~64歳で、ひきこもり状態にある人は **61万3000人**



(NHK福祉情報サイト「ハートネット」より引用)

■ 福祉課題の事例

② **ダブルケア** …

「子育て」と「親や親族の介護」を並行して担わなければならない状態のこと。ダブルケアを行う人の身体的・精神的負担が大きくなるため、社会問題となっている。



子育てと親の介護を同時におこなう
30代・40代に多いダブルケアラー

(健康をとり戻す応援サイト「OGスマイル」より引用)

内閣府の推計(2016年)によると、
ダブルケアに直面する人は

約25万人



課題が複雑・複合化する中で…

行政だけ・地域だけでは課題を解決できない



制度や分野を超えた「つながり」「支え合い」が必要！

地域福祉推進のポイントとなる

4つの助け合い



「つながり」「支え合い」においては、

自助

互助

が重要！



■ 国の動向

平成28年7月

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置

- ・地域共生社会の実現に向け、地域づくりを「我が事」として取り組む仕組みづくりや公的サービスを含めた「丸ごと」の総合支援体制の整備を進めるため設置

平成30年4月

社会福祉法改正【地域共生社会の理念を規定】

- ・「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進（法第4条）
- ・包括的支援体制の推進（法第106条の3）
- ・地域福祉計画策定が、福祉分野の課題を横断的に記載する上位計画となる（法第107条）

令和3年4月

社会福祉法改正

【地域共生社会の実現に向けた具体的手法を規定】

- ・重層的支援体制整備事業（法第106条の4～第106条の11）

越谷市では令和4年度から実施

（R5.4.1現在 県内：7自治体、全国：134自治体）



■ 地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。



(厚生労働省HPより引用)

① 地域福祉計画の推進

(社会福祉法第107条に基づく福祉分野の上位計画)

基本理念

すべての市民が生涯にわたり、
すこやかに、いきいきと、人
間らしく、安心して暮らすこと
ができる福祉のまちを実現する

計画期間

令和3年度～令和7年度
(2021年度) (2025年度)

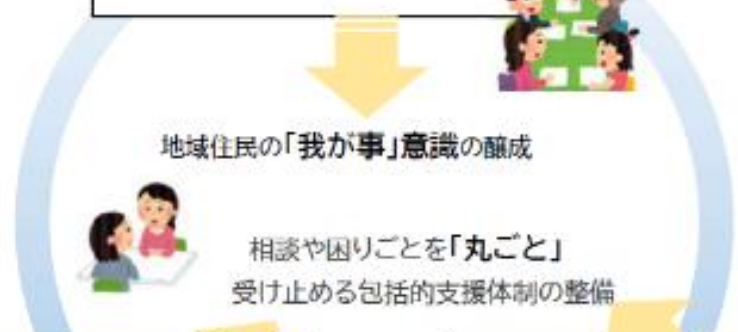



▶ 地域福祉の羅針盤として各種施策を展開

■ 地域福祉計画における3つの重点事業


基本目標①
市民の主体的な参画と協働による地域課題の
発見・解決を推進します

➤ **重点事業1** (34ページ)
地区版福祉 SOS ゲームを多くの
市民に体験してもらいます。




基本目標②
適切な支援を受けられるための
包括的な支援体制を強化します

➤ **重点事業2** (35ページ)
地域福祉に関わる関係団体の
交流・連絡の機会をつくります。



基本目標③
一人ひとりがいつまでも自分らしく安全・
安心に暮らせる地域をつくります

➤ **重点事業3** (36ページ)
複合化・複雑化した解決が困難
な問題に対応していくため、庁内
連携のしくみをつくります。



地域福祉計画の3つの基本目標に紐づく3つの重点事業を掲げています。

重点事業1

福祉SOSゲーム等を
活用した地域力の向上

重点事業2

地域福祉に関わる関係団体
の交流・連絡の機会の創出

重点事業3

分野横断型の包括的な
相談支援体制の構築

重点事業①

地区版福祉SOSゲーム

ケースカードと地区のマップを活用し、地域住民が、「福祉課題」「社会資源」「必要に応じて適切な専門機関につなぐ」という流れを育む

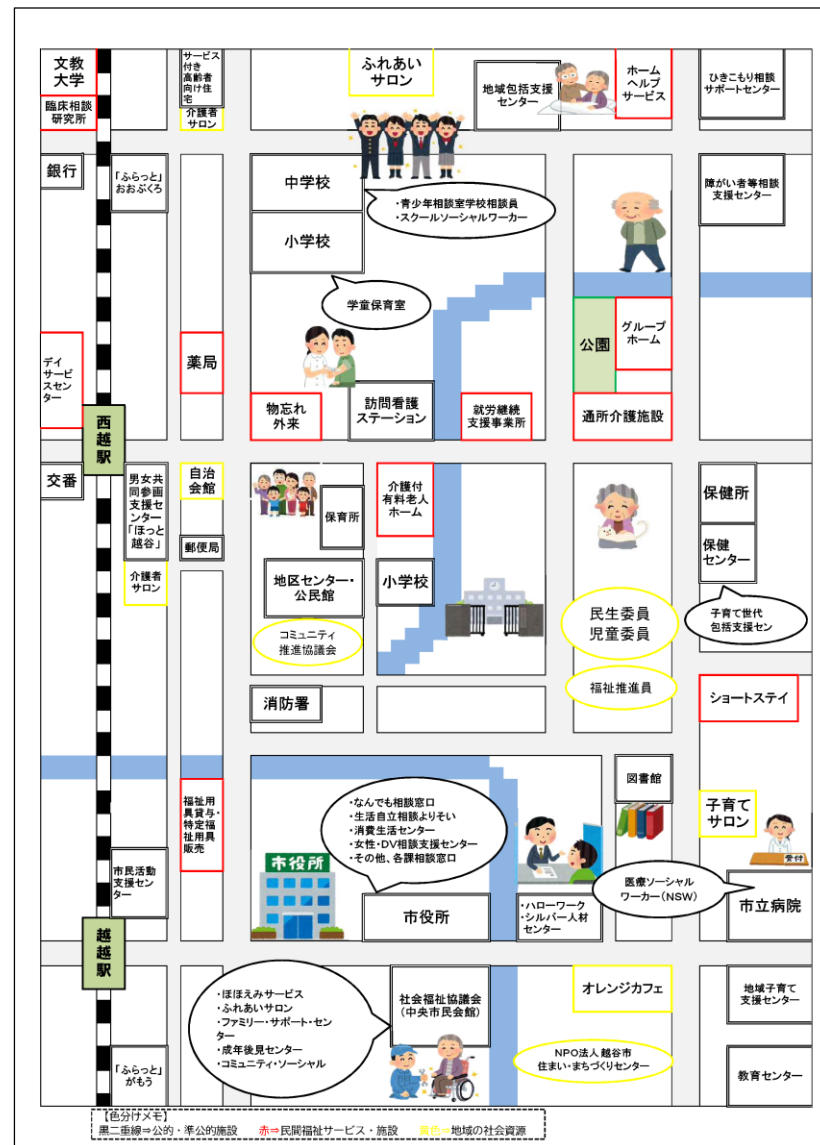


妻からの相談 No. 1

世帯構成			
世帯主	イハラ	ケイイチ	伊原 圭一
男性	80 歳	無職(年金)	
妻	イハラ	マサコ	伊原 雅子
女性	75 歳	無職	
子	イハラ	ケン	伊原 哲
男性	50 歳	無職	

相談内容

子どもから暴力を受けている。子どもは長い間ひきこもり状態で、今は年金で細々と生活をしている。私たちが亡くなったら、息子はどやって暮らしていくのだろうか。

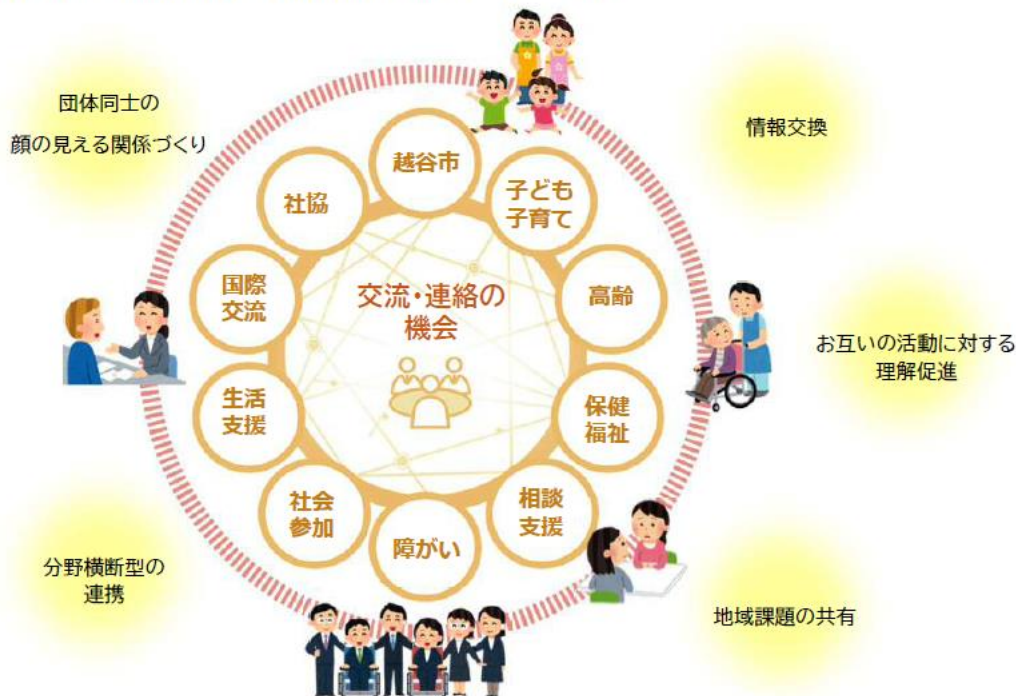


重点事業②

福祉関係団体の交流・連絡機会の創出

団体・組織同士が連携を強化するため、
交流・情報交換の場を設ける

地域福祉に関わる関係団体の交流・連絡の機会 イメージ図



【出席団体等】

- ・ 地域包括支援センター
- ・ 障がい者等基幹相談支援センター
- ・ 生活自立相談よりそい
- ・ ボランティア連絡会
- ・ 国際交流協会
- ・ 子育てサポーター
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 民生委員・児童委員協議会
- ・ フードパントリー

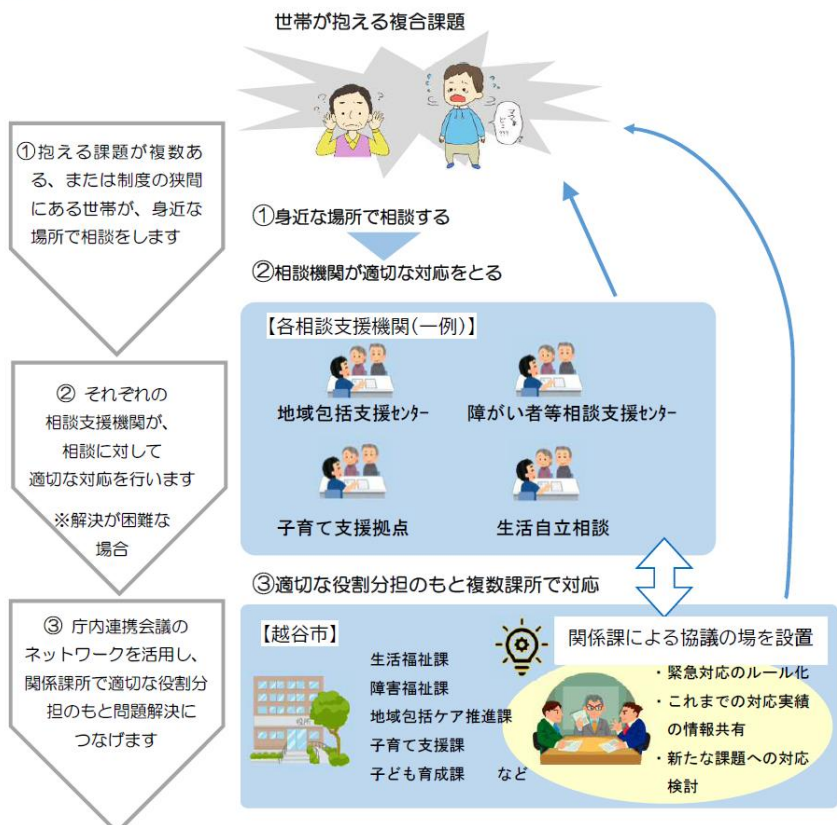


重点事業③

分野横断型の包括的な相談支援体制の構築

複雑化・複合化しているケース、制度の狭間にあるケースなどに対し、対応策について庁内で検討できる会議体を設置

対応の流れ(例)



【6部・11課所】

部	課所
地域共生部	地域共生推進課、地域包括ケア課
市民協働部	くらし安心課
福祉部	福祉総務課、生活福祉課、障害福祉課
子ども家庭部	子ども施策推進課、子ども福祉課
保健医療部	健康づくり推進課（子育て世代包括支援センター） 保健総務課こころの健康支援室
学校教育部	教育センター

② 重層的支援体制整備事業

越谷市は令和4年度から開始

- ・ 地域共生社会の実現に向け、市町村が取り組む事業（社会福祉法第106条の4第2項）
- ・ 複合的な課題を抱えた市民の相談を包括的に受け止め、**継続的な伴走支援を実施することで、課題の解決を目指す**もの。

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な相談支援の体制

- ・ 属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・ 多機関の協働をコーディネート
- ・ アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・ 既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・ 既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの対応の具体例）

就労支援 見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態になりひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・ 多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

I～IIIを通じ、
・ 継続的な伴走支援
・ 多機関協働による支援を実施

縦割りの解消

縦割りが過ぎると、部署間の連携コストは高くなる

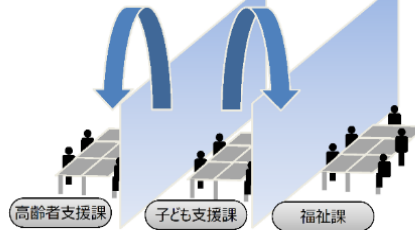
- ✓ 対象者別の制度間の壁が高すぎると、縦割りの弊害が最大化し、支援対象者への円滑なリーチアウトができなくなる。
- ✓ 重層的支援体制整備事業は、この「高すぎる壁」問題へのアプローチである。

✗ 制度間の壁を全部取り払ったら大混乱

現場の壁をすべて取り払えば、役割分担もできず、現場は混乱に陥るだけ。一定の組織的区分は業務の適切な運用に不可欠。各分野の制度を、ひとまとめにするわけではない。

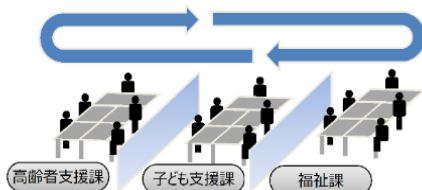


壁が高すぎて、連携コストが高い



○ 制度間の壁は残しつつ、壁を低くして風通しを良くする

既存制度の制度間の仕切りは残したまま、対象者別の制度の壁を低くすることで、風通しを良くし、スムーズな連携を目指す。スムーズな連携を阻害しているのは何かを検討することが大切。



■ 重層的支援体制整備事業の概要

事業名		該当する事業・取組み	担当課
Ⅰ 相談支援	包括的相談支援事業	地域包括支援センター	地域包括ケア課
		障がい者等基幹相談支援センター	障害福祉課
		自立相談支援(よりそい)	生活福祉課
		保育コンシェルジュ	保育入所課
		子育て世代包括支援センター	健康づくり推進課
	多機関協働事業	※新規事業	越谷市社会福祉協議会に委託
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	※新規事業		
Ⅱ 参加支援 参加支援事業		※新規事業	
Ⅲ 地域づくりに向けた支援 地域づくり事業		一般介護予防事業 (介護予防リーダー養成講座・介護支援ボランティア・きらぽ)	地域包括ケア課 地域共生推進課
		生活支援体制整備事業(地域支え合い会議)	地域共生推進課
		地域活動支援センター事業 (地域活動支援センターⅠ型・Ⅲ型)	障害福祉課
		地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)	子ども施策推進課 保育施設課
		共助の基盤づくり事業(※新規事業)	地域共生推進課

本市では、「多機関協働事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「参加支援事業」の新規事業を越谷市社会福祉協議会に委託。
「包括的相談支援事業」、「地域づくり事業」は従前の体制で実施している。

■ 重層的支援体制整備事業の概要

事業名		該当する事業・取組み	担当課
一 相談支援	包括的相談支援事業	地域包括支援センター	地域包括ケア課
		障がい者等基幹相談支援センター	障害福祉課
		自立相談支援（よりそい）	生活福祉課
		保育コンシェルジュ	保育入所課
		子育て世代包括支援センター	健康づくり推進課
	多機関協働事業	※新規事業	越谷市社会福祉協議会に委託
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	※新規事業		
II 参加支援 参加支援事業	※新規事業		
III 地域づくりに向けた支援 地域づくり事業		一般介護予防事業 (介護予防リーダー養成講座、きらぽ・介護支援ボランティア)	地域包括ケア課 地域共生推進課
		生活支援体制整備事業(地域支え合い会議)	地域共生推進課
		地域活動支援センター事業 (地域活動支援センターⅠ型・Ⅲ型)	障害福祉課
		地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	子ども施策推進課
			保育施設課
		共助の基盤づくり事業（※新規事業）	地域共生推進課

相談フェーズ

○ 包括的相談支援事業（断らない相談により対応）

【担当】

- ・地域包括支援センター
- ・障がい者等基幹相談支援センター
- ・保育コンシェルジュ
- ・子育て世代包括支援センター
- ・生活自立相談よりそい
- ・市役所関係各課



（複雑・複合的な課題がある場合…）

（ない場合…）

既存のサービスで対応

支援調整フェーズ

○ 多機関協働事業（課題の整理・調整・支援プランの作成等）

【担当】・社会福祉協議会のCSW ・地域共生推進課

重層的支援会議（支援方法の協議）

- ・社会福祉協議会のCSW
- ・地域共生推進課
- ・相談支援事業者
- ・市役所関係各課
- ・地域共生社会の実現に向けた庁内連携会議

支援フェーズ

プラン確定後
各事業へつなぐ

○ 地域づくり事業

（交流できる場の整備・地域活動の活性化）

【事業名】

- ・一般介護予防事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・地域活動支援センター事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・共助の基盤づくり事業



↑ 状態が良くなれば
自主的な参加も…

○ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

（社会や人との関わりが困難な人に対し、訪問などを通じ、つながり続ける伴走支援を実施）

【担当】・社会福祉協議会のCSW

○ 参加支援事業

（就労や生産活動など、社会とのつながりを作るための支援を実施）

【担当】・社会福祉協議会のCSW

・ 包括的相談支援事業で

相談を受け止め、複雑・複合的な課題がある場合
多機関協働事業へ

・ 多機関協働事業で

庁内外の関係機関による支援プランの協議、情報共有を行い、支援に向けた連携体制を整備

・ アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業

・ 参加支援事業・地域づくり事業で

課題の解決や社会とつながるための支援を行う

社協に配置したCSWが中心となり、
支援の調整を行います

*CSW…コミュニティソーシャルワーカーの略。
地域住民から寄せられた相談などをきっかけに、個別に必要な支援につなげたり、地域のネットワークづくりなどに取り組む専門職のこと。

令和5年度は、**6名配置**



重層的支援体制整備事業により前進している事例

《障がい・生活困窮・ネグレクト問題を抱える世帯》

- ・父（40代）、母（40代）、子（中学生）の3人世帯。
- ・両親は統合失調症を抱え、仕事ができず、生活保護を受給。
- ・自宅から悪臭が発生。子の衛生状態も好ましくない。
- ・複数の相談支援機関が関わりを持っているが、支援拒否気味であり、社会からも孤立気味。

	重層会議前の状況	重層会議後の対応
福祉的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野の職員がそれぞれ支援を試みるが支援拒否気味。 ・本人たちの問題意識も欠如している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社協のCSWが中心となり、定期的な訪問を行う。 ・課題を整理し、子の生育環境の改善を目指し、継続的な支援を実施。 ・新たな相談支援機関(スクールソーシャルワーカー)も介入。
社会とのつながり	<ul style="list-style-type: none"> ・社会から孤立気味。 	娘に対して、 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子ども食堂 ・ボランティアによる学習支援 ・主任児童委員が関わりを持ち始める。

■ 重層的支援体制整備事業の概要

事業名		該当する事業・取組み	担当課
I 相談支援	包括的相談支援事業	地域包括支援センター	地域包括ケア課
		障がい者等基幹相談支援センター	障害福祉課
		自立相談支援（よりそい）	生活福祉課
		保育コンシェルジュ	保育入所課
		子育て世代包括支援センター	健康づくり推進課
	多機関協働事業	※新規事業	越谷市社会福祉協議会に委託
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	※新規事業		
II 参加支援 参加支援事業		※新規事業	
III 地域づくりに向けた支援 地域づくり事業		一般介護予防事業	地域包括ケア課
		（介護予防リーダー養成講座・介護支援ボランティア・きらぽ）	地域共生推進課
		生活支援体制整備事業(地域支え合い会議)	地域共生推進課
		地域活動支援センター事業 （地域活動支援センターⅠ型・Ⅲ型）	障害福祉課
		地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	子ども施策推進課 保育施設課
	共助の基盤づくり事業（※新規事業）	地域共生推進課	

■ 地域づくりに向けた支援（生活支援体制整備事業）

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置を通じて、**地域住民が地域の高齢者を支える互助の取組みの基盤整備を行う。**

生活支援コーディネーター
(地域支え合い推進員)



協議体（地域支え合い会議）



- ・ 地域にはどんなサービスがあるか？
足りないサービスはどんなものか？
を調べます。
- ・ お手伝いしたい人とお願いしたい人
をつなげます。 など

- ・ みんなで一緒に地域の助け合い
づくりを考えます。
- ・ お互いの活動について意見交換
や情報交換をします。 など

生活支援体制整備事業の実施状況

<地域支え合い会議による具体的な成果>

荻島地区では…

交通不便地域の買い物支援に関して話し合い、民間の**移動スーパーが地区を巡回**するようになりました。



桜井地区では…

草取りや電球交換など、**簡単な生活支援サービスをボランティアで実施する**仕組みができました。

みなさんの 案 おちからになります！

桜井地区の住民が生活のお手伝いをいたします。この活動は越谷市の事業に基づいて、桜井地区の住民が有志で行っています。

100円

500円

…申込の流れ…

①お電話で申込みください。

②お電話の内容を詳しくお話し合いをお願いします。

③お申し込みが完了です。

ご依頼は… **桜井支え合い活動** 電話： _____ まで！

あなたの力 案 貸してください！

桜井地区では、地域住民の支え合い活動に取り組んでいます。自分にできる内容で活動しませんか？

- 活動できる内容に○を付けてください。
・ゴミ出し ・電球交換 ・草取り ・買い物 ・話し相手
- 活動に活かせる特技、趣味がありましたら記入してください。
(例：樹木の剪定、料理、裁縫、パソコン・スマホ操作など)

お手伝いさん登録情報 (申込日: 年 月 日)

氏名	性別	男・女	年齢	歳
住所 越谷市				
連絡先	電話番号	日・月・分・秒・千・十 (03) 4412-XXXX		

* 支え合い活動にご協力いただいた方には、謝礼を差し上げます。
(金額は100円か500円で、作業内容によって異なります。)

* 登録は、この用紙を直接お持ちいただくか、メール等でご連絡ください。
受付場所：〇〇〇〇 TEL: 〇〇〇-〇〇〇〇 メール：〇〇〇〇

■ 重層的支援体制整備事業 各事業の概要

事業名		該当する事業・取組み	担当課
I 相談支援	包括的相談支援事業	地域包括支援センター	地域包括ケア課
		障がい者等基幹相談支援センター	障害福祉課
		自立相談支援（よりそい）	生活福祉課
		保育コンシェルジュ	保育入所課
		子育て世代包括支援センター	健康づくり推進課
	多機関協働事業	※新規事業	越谷市社会福祉協議会 に委託
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	※新規事業		
II 参加支援 参加支援事業	※新規事業		
III 地域づくりに向けた 支援 地域づくり事業	一般介護予防事業 (介護予防リーダー養成講座、 きらポ ・介護支援ボランティア)	地域包括ケア課 地域共生推進課	
	生活支援体制整備事業(地域支え合い会議)	地域共生推進課	
	地域活動支援センター事業 (地域活動支援センターⅠ型・Ⅲ型)	障害福祉課	
	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	子ども施策推進課	
		保育施設課	
共助の基盤づくり事業（※新規事業）	地域共生推進課		

■ 地域づくりに向けた支援（きらポ） 令和5年6月開始

- スマートフォンアプリを活用した高齢者向け健康事業
- アプリの目標(歩数・脳トレ・食事管理)達成や市の事業・ボランティアに参加することでポイントがたまる
- ためたポイントは、PayPayで使うことができる(1pt=0.7PayPay)



(きらポ出張講座の様子)

「地域共生社会の実現」に向けて 引き続きのご協力をお願いします

